

被扶養者の認定基準（収入）について

共済組合の被扶養者の認定基準は、家族構成、同居別居など、状況に応じて細かく定められています。なかでも重要なのは被扶養者の収入であり、共済組合で定めた収入基準額以上の場合は認定されません。

今回は組合員の子（十八歳以上）、配偶者、父母について、被扶養者として認定できる収入に関して説明します。

収入の種類とその収入基準

パート・アルバイトなどの給与に関する収入基準

十八歳以上六十歳未満の組合員の子（大学生や専門学校生も含む）や配偶者は就労能力があるものとみなすため、パート・アルバイトの収入は認定審査の対象となる収入です。（収入基準は、下記収入例をご覧ください。）

〔注1〕年収は所得税法上の一月から十一月までの収入ではなく、現在から将来にわたって恒常的に得られることが予測される年収をいいます。

〔注2〕給与収入は通勤手当などの諸手当・賞与を含めた収入で、税金などの諸控除する前の額です。

【基準を満たす収入例】

単位：万円

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
収入	11	9	12	11	9	10	13	9	10	13	7	12	126

①給与の年収が130万円未満であること。（注1）
 ②給与の月収が3ヵ月連続または平均して、108,334円未満であること。（注2）
 ※①②どちらも満たしていることが必要です。

【取消になる収入例】

単位：万円

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
収入	11	9	12	11	11	10	11	9	10	15	7	10	126

※3ヵ月連続→3月1日取消 ※3ヵ月平均→11月1日取消

公的年金受給額に関する収入基準（年金収入のみ）

年齢や受給する年金の種類により、次表の基準額になります。

年齢	種類	基準額
60歳以上	年金（※）受給	180万円未満
	年金受給なし	130万円未満
60歳未満	障害年金	180万円未満
	遺族年金	130万円未満

※国民年金・厚生年金・共済年金等（基準額には、企業年金・私的年金を含みます。）

事業収入・不動産収入・農業収入に関する収入基準

これらの収入は年収で判断し、前述の給与収入と同様に現在から将来にわたって恒常的に得られることが予測される年収が、一三〇万円未満（六十歳以上で公的年金もある場合は合わせて一八〇万円未満）であることが基準となっています。

なお、共済組合で「認めているおまな経費」（表一）を控除した額を実際の年収とします。年収が一三〇万円（一八〇万円）以上となった場合は、該当する年の一月一日に遡及して資格取消となりますので注意が必要です。

認めているおまな経費（表一）

事業収入・不動産収入	農業収入
売上原価・水道光熱費・修繕費・消耗品費・地代家賃	小作料・賃借料・種苗費・肥料費・飼料費・農具費・農業費・修繕費・動力光熱費・荷造運賃・地代家賃・土地改良費・水利費・素畜費・精米機使用料

※所得税法上の必要経費とは異なりますのでご注意ください。

その他の収入に関する基準

雇用保険・休業給付金・私的年金・利子・配当金など恒常的に得ている収入はすべて認定審査の対象となる収入です。

雇用保険は日額三、六一二円未満であれば認定できます。私的年金は公的年金と同様に判断しますが、利子・配当金などその他諸々の収入については基本的に年収総額で判断します。

収入を確認するおまな書類

被扶養者として認定する際や資格継続調査の際は、おまな（表二）の書類を提出していただきます。また収入の増加により、被扶養者の資格が取消になる手続きの際にも必要となりますので書類の保管をお願いいたします。

収入を確認するおまな書類（表二）

給与収入	年金収入	事業・不動産・農業収入	その他の収入
各月の給与明細の写・雇用証明書（雇用条件・月給等がわかる書類）	年金証書・改定証書・送金通知書等最新の年金額がわかる書類の写	最新年分の確定申告書の写・収支内訳書の写	年収がわかる書類
課税証明書	課税証明書・非課税証明書（全収入共通）	最新年度分の非課税証明書・所得証明書等	

父母の認定基準

父母については、父母個々の年収が一定の収入基準を満たしているだけでなく、組合員世帯の年収を考慮して組合員の扶養能力を判定し、認定します。

〔注〕「配偶者の父母」（養子縁組をしていない父母）は、同居していない場合は認定できません。

父母の認定基準の要件

〔第一要件〕父母の年収の認定限度額
 父母二人の年収の合計額が（表三）の額未満であること。

〔第二要件〕組合員の扶養能力の判定
 組合員の年収の八十五％を二分の一した額が、父母二人の年収合計額より多いこと。

〔第三要件〕組合員世帯と父母世帯の収入の比較

組合員の年収の八十五％の額と認定する父母の年収の合計額を、組合員と認定する父母および他の被扶養者の全人数で割った一人当りの額が、父母の年収合計額の一人当たりの額（父母二人の場合は年収合計額の二分の一の額）より多いこと。

※第一～三すべての要件を満たしていることが必要です。
 ※父母の一方を認定する場合でも、父母がいる場合は、父母二

父母の年収の認定限度額（表三）

	公的年金受給の有無	父母二人の合計年収の認定限度額
父母ともに60歳以上	父母とも年金受給者	306万円未満
	父母の一方が年金受給者	263万5千円未満
	父母とも年金受給なし	221万円未満
父母ともに60歳未満	父母またはどちらか一方に収入あり	221万円未満
	父母の一方が障害年金受給者	263万5千円未満
父母の一方が60歳以上、一方が60歳未満	父母の一方が60歳以上の年金受給者、一方が60歳未満	263万5千円未満
	父母の一方が60歳以上で年金受給なし、一方が60歳未満	221万円未満

人の収入を合わせて算定します。別居している父母も同じ要件で認定しますが、生計維持関係の判断方法として組合員から父母への仕送りが必要となります。この場合、第三要件における組合員の年収は、父母への仕送り

別居している被扶養者への仕送り額の確認書類

別居している父母など（学生の子を除く）への仕送り額の確認書類については具体的な仕送り実績のわかる書類を提出いただきます。

〔仕送り額の確認書類は金融機関を通じた書類に限定〕

・振込受取書の控原本またはATM利用明細の控原本
 ・自動振替により送金した通帳の写
 ・郵便局の現金為替利用により送金したその控原本

※いずれの仕送り書類も送金人（組合員）・受取人（被扶養者）・送金額が確認できること、毎月定期的に仕送りをしていることが原則です。

なお、仕送り最低限度基準額は次のとおりです。

- ・認定対象者一人・月額五万円
- ・認定対象者二人・月額九万円
- ・認定対象者三人以上・月額十万円

（お問い合わせ先）
 共済組合保険課
 電話 〇二九二〇一四一三